

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道情報公開条例の施行に関する規則及び知事の保有する個人情報に関する規則の一部を改正する規則……………	(法制文書課)	4
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	6
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課)	8
○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………	(自然環境課)	9
○母子及び寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(子ども未来づくり推進室)	22
○北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………	(地域福祉課)	22
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………	(農業改良課)	49
○北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則……………	(水産経営課)	51
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則……………	(建設部総務課)	52
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………	(公園下水道課)	52

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇北海道情報公開条例の施行に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 (規則第87号)

1 趣旨

北海道情報公開条例及び北海道個人情報保護条例の改正に伴い、電磁的記録の開示の方法を定めるとともに公文書開示請求書等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正

ア 電磁的記録の開示について、知事が別に定める方法を次のとおりとした(第1条の2関係)。

(ア) 録音テープ又は録音ディスクについては、専用機器により再生したものの視

聴又は録音カセットテープに複写したものの交付によることとした。

(イ) ビデオテープ又はビデオディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付によることとした。

(ウ) 電磁的記録 ((ア)、(イ)又は(エ)に該当するものを除く。)については、知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付によることとした。

(エ) 電磁的記録 (専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。)については、(ウ)に定める方法又は専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付によることとした。

イ 公文書開示請求書の様式を改めることとした(別記第1号様式関係)。

(2) 知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正

ア 電磁的記録の開示について、知事が別に定める方法を次のとおりとした(第8条の2関係)。

(ア) 録音テープ又は録音ディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付によることとした。

(イ) ビデオテープ又はビデオディスクについては、専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付によることとした。

(ウ) 電磁的記録 ((ア)、(イ)又は(エ)に該当するものを除く。)については、知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付によることとした。

(エ) 電磁的記録 (専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。)については、(ウ)に定める方法又は専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付によることとした。

イ 個人情報開示請求書の様式について所要の改正を行うこととした(別記第2号様式関係)。

3 施行期日

この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。

◇北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第88号)

1 趣旨

地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

8月は北方領土返還要求運動強調月間です。

2 内容

- (1) 法人事業税の徴収猶予に係る手続及び取消しの通知について、所要の規定を整備することとした（第14条及び第14条の3並びに別記第4号様式及び別記第4号様式の2関係）。
- (2) 道民税の配当割及び株式等譲渡所得割に係る更正等の通知書の様式を定めることとした（第40条の4、第40条の5及び別記第48号様式の3関係）。
- (3) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第89号）

1 趣旨

離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正にかんがみ、道税の課税の特例の適用を受ける要件等について改めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 離島振興対策実施地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除の適用について、適用を受ける設備に旅館業（下宿営業を除く。）及びソフトウェア業の用に供する設備を追加し、当該設備を構成する減価償却資産の取得価額の要件を2,900万円超に引き上げることとした（第12条関係）。
- (2) 半島振興対策実施地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税の適用について、適用を受ける設備を構成する減価償却資産の取得価額の要件を2,700万円超に引き上げることとした（第15条関係）。
- (3) 重点整備地区における不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税の適用について、適用を受ける家屋又は構築物に、連結親法人又は連結子法人が適用期間内に重点整備地区の区域内において取得又は建設し当該法人の事業の用に供する特定余暇利用施設を追加することとした（第16条関係）。

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 規則改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第90号）

1 趣旨

北海道立自然公園条例の改正に伴い、道立自然公園の特別地域における行為規制の追加や当該地域の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るための利用調整地区制度の創設等について必要な事項を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、こ

の規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 公園事業となる施設の種類について、自然再生施設を追加することとした（第2条第12号関係）。
- (2) 特別地域内において新たに規制される行為に係る許可基準及び許可申請書の様式を定めることとした（第18条及び別記第15号様式関係）。
- (3) 知事が、その区域内への立入りについて知事の許可を要するとして湿原その他これに類する地域の一部の区域を指定する場合には、その土地の所有者等と協議することとした（第19条関係）。
- (4) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為を追加することとした（第20条関係）。
- (5) 利用調整地区制度の実施に関し必要な事項を定めることとした（第21条から第32条まで及び別記第16号様式から別記第21号様式まで関係）。
- (6) 風景地保護協定制度的実施に関し必要な事項を定めることとした（第38条から第41条まで関係）。
- (7) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年9月1日から施行することとした。

◇母子及び寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第91号）

1 趣旨

母子福祉資金等の償還の免除に関する条例（以下「条例」という。）の改正に伴い、特例児童扶養資金の償還を免除することができる額等を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正
 - ア 所得の状況に応じて特例児童扶養資金の償還の一部の免除を受けようとする者は、申請書に市町村長の発行する所得証明書を添付しなければならないこととした（第16条第2項関係）。
 - イ その他規定の整備を行うこととした。
- (2) 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正
 - ア 特例児童扶養資金の償還を免除することができる額は、当該資金の償還未済額の2分の1を超えない額とすることとした（第2条第2項関係）。
 - イ 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める所得の状況は、特例児童扶養資金の貸付を受けた者の当該資金の償還日における前年の所得が、児童扶養手当

の全部支給水準である状況とすることとした（第3条関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第92号）

1 趣旨

北海道福祉のまちづくり条例の改正に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 公共的工作物を定めることとした（第3条の2関係）。
- (2) 整備基準を定めることとした（第4条及び別表第2関係）。
- (3) 届出を要しない公共的施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル未満の事務所を削ることとした（第5条関係）。
- (4) 公共的施設の新築等の届出様式及び添付書類を改めることとした（第6条、別記第1号様式及び別記第2号様式関係）。
- (5) 公共的施設の新築等の届出等の規定の適用を受けない公共的団体から住宅金融公庫を除くこととした（第15条関係）。
- (6) 公共的施設に係る措置の規定を適用しないこととする市町村を告示するものとする（第17条関係）。
- (7) 公共的施設を改めることとした（別表第1関係）。
- (8) その他基礎的基準及び誘導的基準を廃止し整備基準を定めることに伴う所要の改正を行うこととした（第7条第1号、第8条第2項第1号、第9条から第14条まで、別表第4及び別記第4号様式から別記第9号様式まで関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。ただし、(1)及び(5)は、公布の日から施行することとした。

◇北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 趣旨

北海道立農業大学校条例の改正により道立農業大学校の学生等から入校検定料、入校料、授業料等を徴収することとしたことに伴い、所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 養成課程及び研究課程に係る入校願書には、入校検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙をはり付けることとした（第8条第1項、第18条の5、別記第1号様式及び別記第1号様式の2関係）。
- (2) 養成課程及び研究課程に係る入校料は、その額に相当する額面の北海道収入証紙

をちょう付用紙にはり付けて納付することとした（第10条第1項及び第18条の7関係）。

- (3) 養成課程及び研究課程に係る授業料の納付方法及び期限等並びに校長が授業料について免除することができる場合について定めることとした（第12条の2から第12条の4まで及び第18条の7関係）。
- (4) 研修部門の研修は、稲作経営専攻研修、一般普及研修及び資格取得研修とすることとした（第19条関係）。
- (5) 入校検定料、入校料及び授業料を徴収する研修は、稲作経営専攻研修とすることとした（第19条の2関係）。
- (6) 稲作経営専攻研修に係る入校検定料、入校料及び授業料の納付方法及び期限並びに校長が授業料について免除することができる場合について定めることとした（第19条の3及び別記第1号様式の3関係）。
- (7) 研修受講料を徴収する研修は、資格取得研修とすることとした（第19条の4関係）。
- (8) 研修受講料は、研修を受講する期間の初日に納付することとした（第19条の5関係）。
- (9) 宿泊施設利用料の納付方法及び期限等について定めることとした（第21条の2関係）。

3 施行期日

この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則（規則第94号）

1 趣旨

北海道立漁業研修所条例の改正により道立漁業研修所の研修を受講する者から研修受講料等を徴収することとしたことに伴い、所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 研修受講料は、研修を受講する期間の初日に当該研修に係る研修受講料の全額を納付することとした（第3条関係）。
- (2) 所長が研修受講料について減免することができる場合について定めることとした（第4条関係）。
- (3) 宿泊施設使用料は、当該宿泊施設を使用する期間の初日に納付することとした（第7条関係）。

3 施行期日

この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

◇北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を

定める規則等の一部を改正する規則（規則第95号）

1 趣旨及び内容

租税特別措置法の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

- (1) 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）
- (2) 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）
- (3) 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇**北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第96号）

1 趣旨及び内容

北海道都市公園条例の改正に伴い、信書便差出箱に係る使用料について定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道情報公開条例の施行に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道情報公開条例の施行に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正）

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的

記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（知事が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第11条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第12条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道知事 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日
住 所 （法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地）	
氏 名 （法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
連絡先	電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を) (○印で囲んでください。)	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担当部課等	部 課 電話 (内線)
6 備考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

(日本工業規格A4)

(知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（知事が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）」を「公文書（電磁的記録を知事が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中

(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴

を

(1) 閲覧又は視聴 ()
(2) 写しの交付 ()

に改め、同様式末尾欄

外注の事項に次の2事項を加える。

- 3 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の()内に記入してください。

附 則

- この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。
- 第2条の規定による改正後の知事が保有する個人情報の保護に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第88号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条の3」を「第40条の5」に改める。

第14条第1項中「又は法第700条の21第1項」を「、法第700条の21第1項」に、「者は」を「者又は条例第42条第1項、第5項（第7項において準用する場合を含む。）若しくは第6項の規定による徴収猶予若しくはその期間の延長の申請をする者は」に改め、同条第2項中「第700条の21第2項」の次に「並びに条例第42条第12項」を加える。

第14条の3中「第700条の21第2項」の次に「並びに条例第42条第12項」を、「含む。）」の次に「並びに条例第42条第8項及び第9項」を加える。

第2章第1節に次の2条を加える。

（配当割に係る更正等の通知書）

第40条の4 法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正若しくは決定の通知、法第71条の35第5項の規定による配当割に係る過少申告加算金額（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第71条の36第4項の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の3の通知書により行うものとする。

（株式等譲渡所得割に係る更正等の通知書）

第40条の5 法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正若しくは決定の通知、法第71条の55第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第71条の56第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の3の通知書により行うものとする。

第41条の見出し中「行う者の」の次に「付加価値額及び」を加え、同条第1項及び第2項中「第72条の20第3項」を「第72条の24の5第3項又は第72条の49の12第3項」に改める。

第41条の2中「第72条の23の4第4項」を「第72条の24の11第4項」に改める。

第42条第2項第1号中「第72条の16第1項」を「第72条の49の7第1項」に改め、同項第3号中「第72条の18」を「第72条の49の10」に改める。

第49条の7第1項第19号を次のように改める。

(19) 削除

附則別記第5号様式中「附則別記第5号様式（附則第23項関係）」を「附則別記第5号様式（附則第24項関係）」に改める。

別記第4号様式その1中「第 条」を「第 条、道税条例第 条」に改める。

別記第4号様式の2その1中

地方税法

第15条第1項第 号

第15条第2項

第15条の5第1項第 号

を

地方税法

第15条第1項

第15条第2項

第15条の5第

道税条例

第42条第 項

第 号

1項第 号

第 号

に、「第 条」を「第 条、道税条例第 条」に改める。

別記第4号様式の4その1中「道税規則」を「道税条例」に改める。

「 更 正 「
別記第48号様式の3その1中 道民税利子割決 定通知書兼納入告知書 を 道民税
加算金決定 」

利 子 割 更 正
配 当 割 決 定通知書兼納入告知書 に改め、同様式その2中「道民税利子
株式等譲渡所得割 加算金決定 」

「 利 子 割
割不申告加算金決定通知書兼納付告知書」を 道民税 配 当 割 不申告加算金決定
株式等譲渡所得割

通知書兼納付告知書 に改める。

」

別記第48号様式の4の(表)中「20 21 22」を「20」に改め、同様式の(裏)記載要領の3の事項を次のように改める。

1 公社債利子	12 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	益の分配
4 勤務先預金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
5 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
9 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の
11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	差益

72条の49の12第3項」に改め、同様式その2中「鉬物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の所得計算方法変更承認申請書」を「鉬物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の付加価値額及び所得計算方法変更承認申請書」に、「第72条の20第3項後段」を「第72条の24の5第3項後段又は第72条の49の12第3項後段」に改める。

☐ 住宅用土地減額 (道税条例第44条の7第7項) ☐ 住宅用土地減額に基づく還付 (道税条例第44条の10第2項)	付記事項	☐ 住宅用土地 (道税条例) ☐ 住宅用土地 (道税条例)
---	------	--

住宅用地減額（道税条例第44条の7第7項）

住宅用地減額に基づく還付（道税条例第44条の10第2

減 額 を 受けようと する 税 額	条例第44条 の7第1項、 第2項	円	条例附則第 7条の3第 1項
--------------------------	-------------------------	---	----------------------

減額・還付
を受けよう
とする税額

に、

条例第44条の7

条例附則第7条の3

該當 { I —
I —
I —
I —
II —
II —

該當 $\begin{cases} \text{I} - 1 \\ \text{I} - 2 \end{cases}$. 否

を

条例第44条の7

該當 $\left\{ \begin{array}{ll} \text{I}-1 & \text{I}-4 \\ \text{I}-2 & \text{II}-1 \\ \text{I}-3 & \text{II}-2 \end{array} \right. \cdot \text{否}$

に改め、同様式の（表）末尾欄外注意中

1 の事項を削り、2 の事項を 1 の事項とし、3 の事項を 2 の事項とし、4 の事項を 3 の事項とする。

住宅が新築され
た時における
土地の所有者

住所（所在地）

付記事項

減額該当
(道税条例附則第7条の3第1項第1号)

減額を

氏名 (名称)

受けようとする税額

を

住宅が新築され
た時における
土地の所有者

住所（所在地）

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第89号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの（離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令）」を「製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）又はソフトウェア業の用に供する設備（一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額が2,900万円を超えるものに限る。）を構成する減価償却資産のうちに次に掲げる設備を含むもの（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令）」に、「離島振興対策実施地域特別償却設備」を「離島振興対策実施地域対象設備」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）製造の事業の用又はソフトウェア業の用に供する機械及び装置
- （2）工場用の建物及びその附属設備（以下この号において「工場用建物等」という。）並びにソフトウェア業の用に供する建物及びその附属設備（工場用建物等を除く。）
- （3）旅館業の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備

第12条第2項中「離島振興対策実施地域特別償却設備」を「離島振興対策実施地域対象設備」に改め、同条第3項中「離島振興対策実施地域特別償却設備」を「離島振興対策実施地域対象設備（第1項第3号に掲げる設備を除く。）」に改める。

第15条第1項中「2,500万円」を「2,700万円」に改める。

第16条第3項及び第5項中「第11条の4第1項又は第44条の5第1項」を「第11条の5第1項又は第44条の5第1項若しくは第68条の22第1項」に改める。

附則第5項中「（下宿営業を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

		※ 徴 収 猶 予 処 理 事 項	道 税 条 例 第 44	
氏名（名称） 				

条 の 8	道 税 条 例 附 則 第 7 条 の 3		「	※	道 税	
・	承認年月日	・ ・			承認年月日	
	整 理 番 号				整 理 番 号	
・ ・ まで	期 間	・ ・ から ・ ・ まで				
・	取消年月日	・ ・				

条 例 第 44 条 の 8				に改め、同様式末尾欄外
・ ・	期 間	・ ・ から ・ ・ まで		
	取消年月日	・ ・		

注意中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1）目次及び第2章第1節に2条を加える改正規定並びに別記第48号様式の3及び別記第48号様式の4の改正規定 平成16年1月1日
 - （2）第14条、第14条の3、第41条、第41条の2、第42条、別記第4号様式、別記第4号様式の2、別記第4号様式の4及び別記第49号様式の改正規定 平成16年4月1日
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

- 3 平成15年4月1日からこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者に係る改正後の規則第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成15年4月1日以後に改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者について、改正後の規則第6条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 改正後の規則第15条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第37条」に、「第4章 雑則（第25条・第26条）」を「第4章 風景地保護協定及び公園管理団体（第38条―第41条）」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(12) 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

第3条第1項中「第6条の2第3項」を「第7条第3項」に改める。

第6条第2項第2号中「第19条各号」を「第20条各号」に改める。

第9条中「第6条の2第3項」を「第7条第3項」に改める。

第14条中「とる」を「執る」に改める。

第15条中「第6条の2第2項」を「第7条第2項」に改める。

第17条第1項中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改める。

第18条第1項中「第7条第4項第1号」を「第10条第4項第1号」に改め、同項第6号中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第2項から第8項までの規定中

「第7条第4項第1号」を「第10条第4項第1号」に改め、同条第9項中「第7条第4項第1号」を「第10条第4項第1号」に改め、同項第7号イ中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第10項から第12項までの規定中「第7条第4項第1号」を「第10条第4項第1号」に改め、同条第13項中「第7条第4項第2号」を「第10条第4項第2号」に改め、同条第14項中「第7条第4項第3号」を「第10条第4項第3号」に改め、同条第15項中「第7条第4項第3号」を「第10条第4項第3号」に改め、同項第1号中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同号エ中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第16項中「第7条第4項第4号」を「第10条第4項第4号」に改め、同項第3号中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第17項中「第7条第4項第4号の2」を「第10条第4項第5号」に改め、同条第18項中「第7条第4項第5号」を「第10条第4項第6号」に改め、同条第25項中「第7条第4項各号」を「第10条第4項各号」に改め、同項第3号中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「第7条第4項各号」を「第10条第4項各号」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「第7条第4項第10号」を「第10条第4項第13号及び第14号」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「第7条第4項第9号」を「第10条第4項第12号」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「第7条第4項第8号」を「第10条第4項第10号及び第11号」に改め、同項第2号中「、又は」を「若しくは」に改め、「とする植物」の次に「、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物」を加え、同号ただし書中「当該植物」を「当該動植物」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第7条第4項第7号」を「第10条第4項第9号」に改め、同項第2号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「その他土地を階段状に造成するため」を削り、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。）。

第18条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「第7条第4項第6号」を「第10条第4項第8号」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項の次に次の1項を加える。

19 条例第10条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項

に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

- (3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (4) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないものであること。
- (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- (10) 支障木の伐採が僅少であること。
- (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第26条を第43条とする。

第25条中「第11条第3項、条例第13条第3項、条例第14条第4項」を「第19条第2項、条例第23条第3項、条例第25条第3項若しくは条例第38条第4項」に、「別記第19号様式、別記第20号様式、別記第21号様式又は別記第22号様式」を「別記第25号様式から別記第29号様式まで」に改め、同条を第42条とし、第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 風景地保護協定及び公園管理団体

（風景地保護協定の基準）

第38条 条例第26条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これら

に類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。

- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
 - (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
 - (7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
 - (8) 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。
- （風景地保護協定の告示）

第39条 条例第27条第1項（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
 - (2) 風景地保護協定区域
 - (3) 風景地保護協定の有効期間
 - (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
 - (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
 - (6) 風景地保護協定の縦覧場所
- （風景地保護協定の締結の告示）

第40条 前条の規定は、条例第29条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による告示について準用する。

（公園管理団体の指定基準）

第41条 条例第32条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第33条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第33条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第33条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第24条中「第7条第4項」を「第10条第4項」に、「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「第20条第2項」を「第33条第2項」に改め、同条第3項中「第7条第4項」を「第10条第4項」に、「第7条第6項」を「第10条第6項」に、「第9条第1項」を「第21条第1

項」に改め、第3章中第24条を第37条とする。

第23条第1項中「第7条第6項」を「第10条第6項」に、「別記第17号様式又は別記第18号様式」を「別記第23号様式又は別記第24号様式」に改め、同条第2項中「第7条第6項」を「第10条第6項」に、「第7条第7項」を「第10条第7項」に改め、同条を第36条とする。

第22条中「第9条第7項第2号」を「第21条第7項第3号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第20条第1号から第16号まで、第25号から第28号まで、第39号から第43号まで、第59号又は第60号に掲げる行為

第22条第14号中「第21条第1号」を「第34条第1号」に改め、同条を第35条とする。

第21条中「第9条第1項第1号」を「第21条第1項第1号」に改め、同条を第34条とする。

第20条第1項中「第9条第1項」を「第21条第1項」に、「別記第16号様式」を「別記第22号様式」に改め、同条を第33条とする。

第19条中「第7条第8項第2号」を「第10条第8項第3号」に改め、同条第6号中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第42号中「付帯する」を「附帯する」に改め、同号を同条第89号とし、同条中第41号を第88号とし、第30号から第40号までを47号ずつ繰り下げ、第29号を第60号とし、同号の次に次の16号を加える。

(61) 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

(62) 森林の保護管理のために立ち入ること。

(63) 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(64) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項又は第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(65) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

(66) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

(67) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

(68) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(69) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

(70) 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

(71) 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。

(72) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

(73) 条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(74) 条例第10条第4項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(75) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

(76) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
第19条第28号を同条第59号とし、同条第27号中「第7条第4項第8号」を「第10条第4項第10号」に改め、同号を同条第54号とし、同号の次に次の4号を加える。

(55) 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(56) 道立自然公園において鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(57) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(58) 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第19条第26号の2を同条第43号とし、同号の次に次の10号を加える。

(44) 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

(45) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

(46) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

(47) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

(48) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

- (49) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (50) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (51) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (52) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- (53) 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第19条中第26号を第42号とし、第23号から第25号までを16号ずつ繰り下げ、第22号の11を第38号とし、第22号の10を第37号とし、第22号の9を第36号とし、第22号の8を第35号とし、第22号の7を第34号とし、第22号の6を第33号とし、第22号の5を第32号とし、第22号の4を第31号とし、第22号の3を第30号とし、第22号の2を第29号とし、第22号を第28号とし、第11号から第21号までを6号ずつ繰り下げ、第10号の4を第16号とし、第10号の3を第15号とし、第10号の2を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の2を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の3を第8号とし、第6号の2を第7号とし、同条を第20条とし、同条の次に次の12条を加える。

（土地所有者等との協議）

第21条 知事は、利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議しなければならない。

（利用調整地区における認定等を要しない行為）

第22条 条例第11条第4項第5号に規定する規則で定める行為は、道立自然公園の利用者以外の者が行うものであって次に掲げるものとする。

- (1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの
- ア 第20条第6号、第7号、第9号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第10号、第11号、第14号、第16号、第20号、第21号、第40号、第42号、第43号、第56号、第77号又は第86号に掲げる行為
- イ 農林漁業を営むために行う第20条第1号、第4号、第5号、第25号及び第55号に掲げる行為
- (2) 農業を営むために通常行われる行為
- (3) 森林の保護管理のために行われる行為
- (4) 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。
- (5) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に

規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項又は第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。

- (6) 漁業を営むために通常行われる行為
- (7) 漁業取締りの業務を行うこと。
- (8) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。
- (9) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- (10) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- (11) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。
- (13) 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
- (14) 鉱業権を有する者が行う第20条第25号又は第26号に掲げる行為
- (15) 文化財保護法第69条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。
- (16) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。
- (17) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為
- (18) 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為
- (19) 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。
- (20) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
- (21) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
- (22) 前各号に掲げる行為に附帯する行為
- （立入りの認定の基準）

第23条 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - イ 野生動物にえさを与えること。
 - ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声機その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。
（立入りの認定の申請）

第24条 条例第13条第2項の規定による認定の申請は、別記第16号様式の申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。
（立入認定証の記載事項）

第25条 条例第13条第4項の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
 - (2) 立入認定証の有効期間
 - (3) 立入認定証を受けた者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項
- 2 知事又は指定認定機関は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第23条第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明

を行うものとする。

（立入認定証の再交付）

第26条 条例第13条第5項の規定による立入認定証の再交付の申請は、別記第17号様式の申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

（指定認定機関の指定の申請等）

第27条 条例第14条第2項の規定による指定の申請は、別記第18号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が条例第14条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
（認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等）

第28条 条例第16条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第16条第1項後段の規定による認可の申請は、別記第19号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。
（事業計画等の認可の申請等）

第29条 条例第16条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第16条第2項後段の規定による認可の申請は、別記第20号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。
（認定関係事務の休廃止の許可の申請）

第30条 条例第16条第4項の規定による許可の申請は、別記第21号様式の申請書を知事に提出して行うものとする。

（認定関係事務の引継ぎ等）

第31条 指定認定機関は、知事が条例第16条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第18条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。

(2) 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。

(3) その他知事が必要と認める事項

（認定等に関する手数料の納付）

第32条 条例第20条第1項に規定する手数料については、道に納付する場合にあっては第24条又は第26条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入証紙をはることに
より、指定認定機関に納付する場合にあっては条例第16条第1項に規定する認定関係事務
の実施に関する規程で定めるところにより、これを納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第18条の次に次の1条を加える。

（土地所有者等との協議）

第19条 知事は、条例第10条第4項第13号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地に
ついて所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明ら
かなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土
地所有者等と協議しなければならない。

附則第3項中「第7条第4項第2号」を「第10条第4項第2号」に、「第24項」を「第25
項」に改める。

別記第1号様式中「第6条の2第3項」を「第7条第3項」に改める。

別記第15号様式その1中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その1末尾
欄外注3の事項を次のように改める。

3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入
すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

別記第15号様式その1末尾欄外注5の事項を次のように改める。

5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要
な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その1末尾欄外注6の事項中「詳細については」を「必要に応じてその詳
細を」に改め、同様式その2中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その2
末尾欄外注6の事項中「詳細については」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同様式そ
の3中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その3末尾欄外注3の事項を次
のように改める。

3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入
すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

別記第15号様式その3末尾欄外注4の事項中「植生等」を「植生等周辺」に、「詳細につ

いては」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同注7の事項及び8の事項中「詳細につい
ては」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同様式その4中「第7条第4項」を「第10条
第4項」に改め、同様式その4末尾欄外注3の事項を次のように改める。

3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入
すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

別記第15号様式その5中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その5末尾
欄外注5の事項中「植生等」を「植生等周辺」に、「詳細については」を「必要に応じてそ
の詳細を」に改め、同様式その6中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式そ
の6末尾欄外注4の事項中「植生等」を「植生等周辺」に、「詳細については」を「必要に
応じてその詳細を」に改め、同様式その11中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、
同様式その11末尾欄外注3の事項を次のように改める。

3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入
すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

別記第15号様式その11末尾欄外注4の事項中「詳細については」を「必要に応じてその詳
細を」に改め、同様式その11を同様式その14とし、同様式その10中「第7条第4項」を「第
10条第4項」に改め、同様式その10末尾欄外注4の事項を次のように改める。

4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要
な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その10を同様式その12とし、同様式その12の次に同様式その13として次の
ように加える。

その13

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、道立自然公園の特別地域
内の知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的

場 所	市 郡 町 村 大字 字 地番（地先）
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
立 ち 入 る 者 の 人 数 及 び 氏 名 並 び に 期 間	
立 ち 入 る 経 路 又 は 範 囲	
立 ち 入 る 方 法	
予 定 日	着 手 完 了
備 考	

注 1 添付図面

- (1) 縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
 - 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
 なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 - 5 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
 - 6 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
 - 7 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
 なお、以前に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨及び許可の日付、番号、付けられた条件等を記入すること。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式その9中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その9末尾欄外注3の事項及び4の事項を次のように改める。

- 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
 なお、不用の文字は抹消すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要

な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その9末尾欄外注6の事項中「条件等を」の次に「、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その全員の名前を」を加え、同様式その9を同様式その10とし、同様式その10の次に同様式その11として次のように加える。

その11

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、道立自然公園の特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所	市 郡 町 村 大字 字 地番（地先）	
行為地及びその付近の状況		
動物（卵）の種類		
施 行 方 法	捕 獲 （殺 傷） （採取（損傷）） の 数 量	
	捕 獲 （殺 傷） （採取（損傷）） の 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注1 添付図面

- (1) 縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
- なお、不用の文字は抹消すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- なお、以前に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつてはその旨及び許可の日付、番号、付けられた条件等を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合はその全員の名前を記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第15号様式その8中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その8末尾欄外注4の事項中「植生等」を「植生等周辺」に、「詳細については」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同注5の事項中「詳細については」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同様式その8を同様式その9とし、同様式その7中「第7条第4項」を「第10条第4項」に改め、同様式その7末尾欄外注3の事項及び4の事項を次のように改める。

- 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第15号様式その7末尾欄外注5の事項及び6の事項中「詳細については」を「必要に応じてその詳細を」に改め、同様式その7を同様式その8とし、同様式その6の次に同様式その7として次のように加える。

その7

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所
氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第10条第4項の規定により、道立自然公園の特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的	
場 所	市 町 大字 字 地番（地先）
行為地及びその 付近の状況	
集積（貯蔵）物 の種類	
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ
	関連行為の概要
	集積（貯蔵）設備
予 定 日	着 手
	完 了
備 考	

注1 添付図面

- (1) 縮尺50,000分の1以上の地形図
 - (2) 縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図
 - (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
- 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
- なお、不用の文字は抹消すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- 6 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入し、土地所有関係についても記入すること。

なお、以前に北海道立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨及び許可の日付、番号、付けられた条件等を記入すること。

- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

別記第22号様式中「（第25条関係）」を「（第42条関係）」に改め、同様式（裏）を次のように改め、同様式を別記第28号様式とする。

（裏）

北海道立自然公園条例施行規則（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 公園事業者は、正当な理由のない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

（公共団体の行う公園事業）

第15条 第3条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条第1項の規定は、条例第7条第2項の規定により市町村その他の公共団体が行う公園事業について準用する。（後段省略）

別記第21号様式中「（第25条関係）」を「（第42条関係）」に改め、同様式（表）中「第14条」を「第38条」に改め、同様式（裏）を次のように改め、同様式を別記第27号様式とする。

（裏）

北海道立自然公園条例（抜粋）

（実地調査）

第38条 知事は、道立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、

若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) （省略）

- (10) 第38条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

別記第20号様式中「（第25条関係）」を「（第42条関係）」に改め、同様式（表）中「第13条」を「第25条」に改め、同様式（裏）を次のように改め、同様式を別記第26号様式とする。

（裏）

北海道立自然公園条例（抜粋）

（利用のための規制）

第25条 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該道立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でごみ引きをし、その他当該道立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

- 2 道の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2

号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(7) (省略)

(8) 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第25条第1項第1号に掲げる行為をした者

(9) 道立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第25条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(10) (省略)

別記第19号様式中「（第25条関係）」を「（第42条関係）」に改め、同様式（表）中「第11条」を「第23条」に改め、同様式（裏）を次のように改め、同様式を別記第25号様式とする。

（裏）

北海道立自然公園条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第23条 知事は、道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第4項若しくは第11条第4項第6号の規定による許可を受けた者又は第21条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第10条第4項、第11条第4項第6号、第21条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、道立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第10条第4項各号、第11条第4項第6号若しくは第21条第1項各号に掲げる行為の実施状況

を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処

する。

(1)～(5) (省略)

(6) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(7) 第23条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(8)～(10) (省略)

別記第18号様式中「（第23条関係）」を「（第36条関係）」に、「第7条第7項」を「第10条第7項」に改め、同様式末尾の注の事項に次のように加え、同様式を別記第24号様式とする。

4 申請文の「 道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

別記第17号様式中「（第23条関係）」を「（第36条関係）」に、「第7条第6項」を「第10条第6項」に改め、同様式末尾の注の事項に次のように加え、同様式を別記第23号様式とする。

3 申請文の「 道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

別記第16号様式中「（第20条関係）」を「（第33条関係）」に、「第9条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式末尾の注3の事項中「申請文の」の次に「 道立自然公園」の箇所には当該道立自然公園の名称を、」を加え、「、工作物の」を「工作物の」に改め、同様式を別記第22号様式とする。

別記第15号様式の次に次の6様式を加える。

別記第16号様式（第24条関係）

利用調整地区内への立入り認定申請書

年 月 日

北海道収入証
紙ちょう付欄

北海道知事 様
（指定認定機関）

申請者住所
氏名

㊦

北海道立自然公園条例第13条第2項の規定により、 道立自然公園の利用調整地

区内への立入りの認定を受けたいので、次のとおり申請します。 記 1 立ち入ろうとする利用調整地区の名称 2 立ち入ろうとする期間 3 立入りの目的 4 立入りの方法 5 その他参考となる事項 注1 手数料については、道が認定関係事務を行う利用調整地区への立入りの認定申請を行う場合には、手数料の額に相当する額の北海道収入証紙をはること。 また、指定認定機関が認定関係事務を行う利用調整地区への立入りの認定申請を行う場合には、指定認定機関が定める「認定関係事務の実施に関する規程」の定めるところにより、納付すること。 2 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。 3 「立ち入ろうとする利用調整地区の名称」欄には、具体的に当該道立自然公園の名称及び当該利用調整地区の名称を記入すること。 4 「立ち入ろうとする期間」欄には、立入りを予定している日を記入すること。 なお、利用調整地区ごとに定める「利用の適正化を図るための計画」により立入りの認定基準が異なることから、当該期間が変更となる場合があります。 5 「立入りの目的」欄には、自然観察、自然探勝、風景鑑賞、写真撮影などと具体的に記入すること。 6 「立入りの方法」欄には、徒歩、カヌーなどと具体的に記入すること。 7 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。 8 申請書には、利用調整地区ごとに定める「利用の適正化を図るための計画」の基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付すること。 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 別記第17号様式（第26条関係） 利用調整地区内への立入認定証の再交付申請書 北海道収入証紙 ちょう付欄 北海道知事 様	（指定認定機関） 申請者住所 氏名 北海道立自然公園条例第13条第5項の規定により、道立自然公園の利用調整地区内への立入認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。 記 1 認定を受けた利用調整地区の名称 2 立入認定証の番号及び交付年月日 3 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情 注1 手数料については、道が認定関係事務を行う利用調整地区への立入認定証の再交付申請を行う場合には、手数料の額に相当する額の北海道収入証紙をはること。 また、指定認定機関が認定関係事務を行う利用調整地区への立入認定証の再交付申請を行う場合には、指定認定機関が定める「認定関係事務の実施に関する規程」の定めるところにより、納付すること。 2 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。 3 「認定を受けた利用調整地区の名称」欄には、具体的に当該道立自然公園の名称及び当該利用調整地区の名称を記入すること。 4 「立入認定証の番号及び交付年月日」欄には、立入りの認定を受けた認定証の番号及び認定証の交付年月日を記入すること。 5 「立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情」欄には、亡失又は滅失した事情を具体的に記入すること。 6 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 別記第18号様式（第27条関係） 指定認定機関の指定の申請書 年 月 日 北海道知事 様 申請者住所 氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 北海道立自然公園条例第14条第2項の規定により、道立自然公園の利用調整
---	--

地区の指定認定機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地
- 2 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称
- 3 認定関係事務を開始しようとする年月日

注1 添付書類

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
 - (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - (3) 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類
 - (4) 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (5) 申請者が条例第14条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - (6) その他参考となる事項を記載した書類
- 2 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
 - 3 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
 - 4 「認定関係事務を行おうとする事務所の所在地」欄には、認定関係事務を取り扱う事務所の所在地を略することなく記入すること。
 - 5 「認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称」欄には、地域指定を受け告示された名称を記入すること。
 - 6 「認定関係事務を開始しようとする年月日」欄には、認定関係事務の実施に関する規程の認可等に要する期間などを踏まえ適切な時期とすること。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19号様式（第28条関係）

認定関係事務の実施に関する規程の変更の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第16条第1項後段の規定により、道立自然公園の利用調整地区に係る認定関係事務の実施に関する規程の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

- 2 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。
- 3 「変更しようとする事項」欄には、認定関係事務の実施に関する規程の変更部分を具体的に記入すること。
- 4 「変更しようとする年月日」欄には、変更後の認定関係事務の実施に関する規程の適用年月日を記入すること。
- 5 「変更の理由」欄には、認定関係事務の実施に関する規程を変更しなければならない具体的な理由を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第20号様式（第29条関係）

事業計画等の変更の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第16条第2項後段の規定により、道立自然公園の利用調整地区に係る事業計画等の変更の認可を受けたく、次のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

- 2 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

- 3 「変更しようとする事項」欄には、事業計画等の変更部分を具体的に記入すること。
- 4 「変更しようとする年月日」欄には、変更後の事業計画等の適用年月日を記入すること。
- 5 「変更の理由」欄には、事業計画等を変更しなければならない具体的理由を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第21号様式（第30条関係）

認定関係事務の休止（廃止）の許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名



（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

北海道立自然公園条例第16条第4項の規定により、道立自然公園の利用調整地区に係る認定関係事務の休止（廃止）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

記

- 1 休止（廃止）しようとする認定関係事務の範囲
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

注1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

2 申請文の「道立自然公園」の箇所には、当該道立自然公園の名称を記入すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

3 「休止（廃止）しようとする認定関係事務の範囲」欄には、認定関係事務の一部若しくは全部と具体的に記入すること。

4 「休止（廃止）しようとする年月日」欄には、認定関係事務の休止（廃止）の適用年月日を記入すること。

5 「休止しようとする場合にあっては、その期間」欄には、認定関係事務の休止を開始する日から休止を終了する日までを記入すること。

6 「休止（廃止）の理由」欄には、休止（廃止）をしなければならない具体的な理由を記入すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式に次の1様式を加える。

別記第29号様式（第42条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、北海道立自然公園条例

第19条に規定する立入検査等を行う職員です。

第 号

所属

職名

氏名

身 分 証 明 書

年 月 日交付

北海道知事 

注 この用紙はB列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りする。

（裏）

北海道立自然公園条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第19条 知事は、第13条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 （省略）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(2) (省略)

(3) 第19条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4)～(10) (省略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成15年9月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の北海道立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定は、この規則の施行の日以後にされる北海道立自然公園条例第10条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道立自然公園条例施行規則に基づく身分証明書は、改正後の規則の規定による身分証明書とみなす。
(支庁長事務委任規則の一部改正)
- 支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
環境生活部の項中「第6条の2第1項」を「第7条第1項」に改める。
(北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正)
- 北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。
附則第5条の表備考1のオの事項中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改める。
(北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則の一部改正)
- 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則（昭和46年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第12条」を「第24条」に改める。

母子及び寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還に関する条例施行規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第91号

母子及び寡婦福祉法施行細則及び母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「含む。）」の次に「及び第2項」を加える。

第16条第1項中「又は一部の償還」を「若しくは一部の償還又は同条第2項の規定による貸付金の一部の償還」に改め、同条第2項中「第1号又は第2号の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 所得の状況により貸付金を償還することができなくなった場合は、前年（当該貸付金の償還日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得についての市町村長の発行する所得証明書

(母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則（昭和44年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下）」の次に「この項において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第2条第2項の規定により同項に規定する資金の償還を免除することができる額は、当該資金の償還未済額の2分の1を超えない額とする。

本則に次の1条を加える。

(資金の償還を免除することができる所得の状況)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める所得の状況は、同項に規定する資金の貸付を受けた者の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定により計算した前年（当該資金の償還日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得の額が同令第2条の4第1項に規定する扶養親族等又は児童の数に応じ同項に定める額未満である状況とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第92号

北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改める。

第3条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改め、同条の次に次の1条を加える。
（公共的工作物）

第3条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) バスの停留所
- (3) 案内標識
- (4) 公衆電話所

第4条の見出しを「（整備基準）」に改め、同条中「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

第5条第1号を削り、同条第2号中「増築等」を「増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替え（以下「増築等」という。）」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条第2項第1号中「公共的施設基礎的基準整備計画（変更）表」を「公共的施設整備基準整備計画（変更）表」に改める。

第7条第1号中「基礎的基準」を「整備基準」に改める。

第8条第2項第1号中「公共的施設基礎的基準整備計画（変更）表」を「公共的施設整備基準整備計画（変更）表」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条中「別記第4号様式、別記第5号様式又は」を削る。

第11条から第13条までを次のように改める。

第11条から第13条まで 削除

第14条第1項中「誘導的基準」を「整備基準」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 公共的施設整備基準整備計画（変更）表（別記第2号様式）

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定による申請が、条例第19条第1項の規定による届出と同時に行われる場合においては、第1号に掲げる書類の添付は要しない。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削る。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第16条 知事は、条例第31条の規定により条例第3章第1節（第26条を除く。）の規定を適用しないこととなる市町村を告示するものとする。

別表第1の1の項中(19)を(23)とし、(15)から(18)を削り、(14)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

- (21) 火葬場
- (22) 神社、寺院又は教会その他これらに類するもの

別表第1の1の項の(13)中「一般の公共の用に供される自動車車庫」を「自動車の停留又は駐車のための施設」に改め、同項の(13)を同項の(19)とし、同項の(12)中「理髪店」を「郵便局又は理髪店」に改め、同項の(12)を同項の(16)とし、同項の(16)の次に次のように加える。

- (17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (18) 工場

別表第1の1の項の(11)中「飲食店」の次に「又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を加え、同項の(11)を同項の(15)とし、同項中(10)を(14)とし、(9)を(13)とし、(8)を(12)とし、同項の(7)中「老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者施設」を「老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター」に改め、同項の(7)を同項の(11)とし、同項中(6)を(7)とし、同項の(7)の次に次のように加える。

- (8) 事務所
- (9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (10) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、知的障害者更正施設その他これらに類するもの

別表第1の1の項の(5)中「百貨店」を「卸売市場又は百貨店」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

- (1) 学校

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

1 建築物

整 備 項 目	整 備 基 準
1 廊下その他これに類するもの（以下	多数の者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段を設ける場合は、当該段は、2の項のイからコまでに定める

「廊下等」という。）	構造とすること。 ウ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 エ 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。 オ 建築物を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。 カ 必要に応じ、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。	は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 イ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 オ 傾斜路の踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 カ 縁端は、つえ、車いすのキャスター等が脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げる。
2 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）	多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、内法を150センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、当該手すりがないものとみなして算定することができる。 イ けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。 ウ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。 エ け込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。 オ 両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 カ 主たる階段には、回り段を設けないこと。 キ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ク 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ 階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合は、この限りでない。 コ 縁端は、つえが脱落しないよう壁面とし、又は5センチメートル以上立ち上げる。	4 便所 (1) 多数の者の利用に供する便所は、次に定める構造とすること。 ア 多数の者の利用に供する便所（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所）を設ける階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を設けること。 イ 多数の者の利用に供する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合にあっては当該便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が200を超える場合にあっては当該便房の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 ウ 車いす使用者用便房の洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとすること。 エ 車いす使用者用便房には、非常用の呼出装置を設けること。 オ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 カ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすること。 キ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りでない。
3 傾斜路	多数の者の利用に供する傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。 ア 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、当該交差又	

	ク 車いす使用者用便房がある便所には、その出入口に見やすい方法により車いす使用者用便房のある旨を表示すること。 ケ 便所の出入口付近には、必要に応じ、点字により男子用又は女子用の別及び便所の構造を示した案内板その他の設備を設けること。 コ 段を設けないこと。 サ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 シ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等を設けること。 (2) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける階ごとに、当該便所のうち1以上に、手すりを備えた床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。		全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 イ 車いす使用者用駐車施設は、7の項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるとともに、屋根を設ける等積雪又は通路の凍結に配慮した構造とすること。 ウ 幅員は、350センチメートル以上とすること。 エ 車いす使用者用である旨を積雪等に配慮した方法により表示すること。 オ 必要に応じ、出入口までの経路について誘導標示を行うこと。
5 敷地内の通路	多数の者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段を設ける場合は、当該段は、2の項（ケを除く。）に定める構造とすること。 ウ 傾斜路及びその踊り場を設ける場合は、当該傾斜路及びその踊り場は、3の項のア、ウ、エ及びカに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 (ア) 高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 (イ) 手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとする。 エ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、積雪等に配慮した高さに設けること。	7 障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の経路（以下「利用円滑化された経路」という。）	(1) 次に掲げる場合には、アからウまでに定める経路のうちそれぞれ1以上は、利用円滑化された経路とすること。 ア 建築物に、多数の者の利用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路 イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路 ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (2) 利用円滑化された経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該利用円滑化された経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は車いす使用者が利用可能な昇降機を併設する場合は、この限りでない。 イ 当該利用円滑化された経路を構成する直接地上に通ずる出入口は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。 (ウ) 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。 ウ 当該利用円滑化された経路を構成する出入口（イに規定するものを除く。）は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
6 駐車場	多数の者の利用に供する駐車場には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、		

- (イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
- (ウ) 戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。この場合において全面をガラスとすることは、視覚障害者等の衝突を防止するための措置を講ずること。
- エ 当該利用円滑化された経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を180センチメートル（廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違いうことができる構造の部分の設ける場合は、140センチメートル）以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (ウ) 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により通行の安全に支障のないよう必要な措置を講ずること。
- オ 当該利用円滑化された経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を150センチメートル（段を併設する場合は、120センチメートル）以上とすること。
- (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。
- (ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- カ 当該利用円滑化された経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に定める構造（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合は、(ア)から(ケ)まで、(ス)及び(セ)に定める構造）とすること。
- (ア) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止すること。
- (イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。
- (ウ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とするこ

- と。
- (エ) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を180センチメートル以上とすること。
- (オ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (カ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (キ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (ク) かごの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
- (ケ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- (コ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (サ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(オ)の制御装置を除く。）は、点字表示を行う等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材を敷設すること。
- (シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
- (ス) かご内には、手すりを設けること。
- (セ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。
- キ 当該利用円滑化された経路を構成する車いす使用者が利用可能な昇降機（エレベーターを除く。）の乗降部に接する部分は、高低差がないものとする。
- ク 当該利用円滑化された経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に定めるものであること。
- (ア) 幅は、180センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (ウ) 傾斜路は、次に定めるものであること。
- a 幅は、150センチメートル（段に併設する場合にあっては、120センチメートル）以上とすること。
- b 勾配は、15分の1（消融雪装置を設けていない場合にあ

	っては、20分の1)を超えないこと。 ｃ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さが75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 （エ）直接地上へ通ずる出入口に接する部分には、屋根若しくはひさし又は消融雪装置を設けること。 （3）（1）のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により（2）のクの規定によることが困難である場合における（1）及び（2）の規定の適用については、（1）のＡ中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
8 案内設備までの経路	（1）建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（多数の者の利用に供するものに限る。）のうち1以上は、視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。ただし、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 （2）（1）に掲げる経路は、次に定める構造とすること。 ア 当該経路に、誘導用床材及び注意喚起用床材（以下「点字ブロック」という。）等を適切に組み合わせ、できる限り曲がりの少ない道筋に連続的に敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 イ 当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 （ア）車路に近接する部分 （イ）段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がない部分を除く。）	エ 出入口に戸を設ける場合において当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質を使用すること。 オ 手すり等を適切に設けること。 カ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること。 キ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 ク シャワー及び水栓器具の1以上は、障害者、高齢者等が円滑に操作できるものを設けること。 ケ 浴槽は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる高さに設けること。 コ 必要に応じ、非常用の呼出装置を設けること。 サ 利用円滑化された経路から浴室等までの経路のうち1以上は、7の項に定める構造とすること。
9 浴室及びシャワー室（以下「浴室等」という。）	多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。 ア 出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ウ 出入口には、障害者、高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。	（1）別表第1の1の項の（7）に掲げる建築物には、次に定める構造の客室を設けること。 ア イからカまでに定める構造の客室の数は、客室の総数が200以下の場合にあっては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合にあっては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 イ 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とし、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。 ウ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に設けること。 エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。 オ 便所及び浴室は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。 カ 浴室には、非常用の呼出装置を設けること。 （2）（1）に掲げる客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。 （3）聴覚障害者に配慮した非常警報装置等を設けること。 （4）利用円滑化された経路から（1）に掲げる客室までの経路のうち1以上は、7の項に定める構造とすること。
		10 客室
		11 エスカレーター

	ア 乗降口には、移動手すりに連続して固定手すりを設けるとともに、当該固定手すりには、現在位置及び運転方向について点字表示を行うこと。 イ 乗降口には、注意喚起用床材を敷設すること。 ウ 踏み段及びくし板の表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 踏み段及びくし板は、明度の差の大きい色とすること等により、段を識別しやすいものとする。		う。) を設けることとし、その数は、観覧席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあっては観覧席等の総数に200分の1を乗じて得た数以上とすること。 イ 観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。 ウ イの通路に高低差がある場合は、3の項のアからウまで及び7の項の(2)のオの(ア)から(ウ)までに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。 エ 車いす使用者用席の床は、水平とすること。 オ 車いす使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。
12 洗面所	多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を設ける場合は、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を1以上設けること。 ウ 洗面器の1以上には、必要に応じ、手すりを設け、かつ、障害者、高齢者等が円滑に操作できる水栓器具を設けること。		(2) 別表第1の1の項の(3)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、聴覚障害者が円滑に利用できるよう補聴装置を1以上設けること。
13 共同住宅、寄宿舍又は下宿の住戸又は居室（以下「共同住宅等の住戸等」という。）」	(1) 共同住宅等の住戸等は、次に定める構造とすること。 ア 出入口には、構造上やむを得ない場合を除き、段を設けないこと。 イ 玄関の土間と上がりかまちの段差は、できる限り小さくすること。 ウ 玄関の床の表面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 便所の便座は、腰掛便座とすること。 オ 浴室は、出入口の段差をできる限り小さくすること。 カ 入居者の身体状況等に応じ必要な改修を行うことができるよう、手すり下地を設ける等の措置を講ずること。 (2) 主として障害者、高齢者等の利用に供する場合の共同住宅等の住戸等は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。 ア 玄関、便所、浴室等には、手すりを適切に設けること。 イ 浴室の浴槽は、縁の高さ等を障害者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとする。 ウ 居間、便所、浴室等には、必要に応じ、非常用の呼出装置を設けること。		15 公衆電話所 (1) 建築物内に公衆電話所を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。 ア 出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 エ 車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくなるための空間を有する電話台を1以上設けること。 オ 難聴者及び視覚障害者が円滑に利用できる電話機を1以上設けること。 (2) 必要に応じ、聴覚障害者等が円滑に利用できる公衆ファクシミリを設けること。
14 観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）」	(1) 別表第1の1の項の(3)、(4)及び(12)に掲げる建築物に多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 ア 車いす使用者用の区画（以下「車いす使用者用席」とい		16 カウンター及び記載台（以下「カウンター等」という。）」 カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくなるための空間を有するカウンター等を1以上設けること。
		17 案内標示 (1) 案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、次に定める構造とすること。	

	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 イ 案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。 ウ 建築物全体の案内標示には、非常口を明示すること。 (2) 別表第1の1の項の(2)及び(6)に掲げる建築物で利用者に対する呼出しを行うものにおいては、視覚障害者及び聴覚障害者等が円滑に利用できる措置を講ずること。		
18 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）（以下「改札口等」という。）	改札口等を設ける場合は、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 エ 必要に応じ、点字ブロックを敷設すること。		
19 券売機	(1) 券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機をそれぞれ1以上設けること。 ア 車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者が利用しやすくするための空間を有するものとする。 イ 視覚障害者が円滑に利用できるものとする。 (2) (1)のイに定める構造の券売機を設けるに当たっては、点字ブロックを適切に敷設すること。		
20 授乳及びおむつ替えの場所	建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。		
21 点字ブロック	建築物内部並びに5の項及び7の項に定める構造の敷地内の通路に点字ブロックを敷設する場合は、次に定める構造とすること。 ア 日本工業規格に定める形状とすること。 イ 色は、黄色を原則とし、色彩や形状の統一に配慮して敷設すること。ただし、周囲の床材との明度差が確保できない等周囲の床材と識別しにくい場合は、黄色以外とする。 ウ 十分な強度を有し、ぬれても滑りにくい材料とすること。 エ 安全で、できる限り曲がりの少ない道筋に連続的に敷設すること。 オ 壁面又は床からの突出物から適切な距離を確保して敷設すること。		
22 非常時の設備	(1) 誘導灯、自動火災報知設備等の設備を設ける場合は、視覚障害者又は聴覚障害者の避難に必要と認められる場所に音、光又は文字標示等による設備を設けること。 (2) 非常口の戸は、外開きとする等避難しやすいものとする。 (3) 必要に応じ、一斉放送できる設備を設置すること。		

2 公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合は、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
2 プラットホーム及び乗船場（以下「乗降場」という。）	乗降場を設ける場合は、当該乗降場は、次に定める構造とすること。 ア 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 イ 縁端には、ホームドア、さく、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。 ウ 両端には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設けること。
3 通路	(1) 通路は、1の建築物の表の1の項のア、イ及びエに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう点字ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、同表の3の項のイ及びカに定める構造とすること。 (2) 次に掲げる経路を設ける場合には、アからエまでに定める経路のうちそれぞれ1以上は、1の建築物の表の7の項に定める構造とすること。 ア 道等から車両等の乗降口までの経路 イ アの経路から車いす使用者用便房までの経路 ウ アの経路から車いす使用者用駐車施設までの経路 エ アの経路から乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路

4 案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下この項において「昇降機等」という。）の付近には、当該昇降機等があることを表示する標識を設けること。 (3) 道等に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては、当該出入口又は改札口）の付近には、次に掲げる案内設備を備えること。 ア 昇降機等の配置を表示した案内板その他の設備（当該設備を容易に視認できる場合を除く。） イ 公共交通機関の施設の構造及び昇降機等の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備
5 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
6 その他	公共交通機関の施設に1の項から5の項までに掲げる整備項目以外の部分がある場合においては、それぞれ当該部分に対応する1の建築物の表に規定する整備基準を準用する。

3 道路

整 備 項 目	整 備 基 準
1 歩道	歩道を設ける場合は、当該歩道は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、歩行者の往来の多い場合は、350センチメートル以上とすること。 イ 表面は、平坦性を確保すること。 ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 エ 排水溝を設ける場合は、歩道の切下げ部分に位置しないようにするとともに、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差は車いす使用者が通行する際に支障とならないよう切り下げることとし、そのすりつけ勾配は、20分の1以下とすること。 カ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、誘導

	用床材を敷設すること。 キ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設（横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。以下同じ。）及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
2 立体横断施設	立体横断施設を設ける場合は、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。 ア 階段には、回り段を設けないこと。 イ 階段並びに傾斜路及びその踊り場には、両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とすること。 ウ 手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとすること。 エ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。 オ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 カ 視覚障害者の安全な通行を確保する上で必要な部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 キ 必要に応じ、屋根又は消融雪装置を設けること。
3 案内標示	案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、次に定める構造とすること。 ア 当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 イ 案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定める標準案内用図記号を使用すること。 ウ 当該案内標示板は、積雪等に配慮した高さとすること。

4 公園

整 備 項 目	整 備 基 準
1 出入口	出入口の1以上は、次に定める構造とすること。 ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、車止めさくを設ける場合は、そのさくまでの間隔は90センチメートル以上とすること。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

	ウ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げるこ と。		基準を準用する。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路の1以上は、次に定め る構造とすること。 ア 幅員は、180センチメートル以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げるこ と。 ウ 高低差がある場合は、1の建築物の表の7の項の(2)のオに定め る構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇 降機を設けること。 エ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込 まない構造の溝ぶたを設けること。 オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、点字 ブロックを敷設すること。 カ 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇 所には、点字表示を行うこと。 キ 手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとするこ と。 ク 便所等公園内の建築物の出入口の付近は、平坦とすること。	6 券売機	券売機を設ける場合は、1の建築物の表の20の項に規定する整備 基準を準用する。
		7 ベンチ、野 外卓及び水飲 み場（以下 「ベンチ等」 という。）	必要に応じ、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造のベンチ 等を設けること。
		8 公園内の建 築物	公園内に別表第1の1の項に掲げる建築物を設ける場合は、1の 建築物の表に規定する整理基準を準用する。
		9 案内標示	(1) 案内標示板を設ける場合は、当該案内標示板は、高さ及び文字 の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に 利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。 (2) (1)に定める案内標示板は、1の項に定める構造の出入口付近の ほか、園内の要所に設けること。 (3) 必要に応じ、音声により視聴障害者を誘導する装置その他これ に代わる装置を設けること。 (4) 案内用図記号を使用する場合は、可能な限り日本工業規格に定 める標準案内用図記号を使用すること。 (5) (1)に定める案内標示板は、積雪等に配慮した高さとするこ と。
3 階段	階段を設ける場合は、当該階段は、次に定める構造とすること。 ア 両側に手すりを設けることとし、当該手すりは、端部付近及び 必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造と すること。 イ 手すりは、冬期の利用に配慮した材質を使用したものとするこ と。 ウ 回り段を設けないこと。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。 オ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとするこ と等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とす ること。 カ 階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分には、 注意喚起用床材を敷設すること。	5 路外駐車場	
4 駐車場	駐車場を設ける場合は、別表第1の1の項の(19)に掲げる駐車場に あっては1の建築物の表の6の項、別表第1の5の項に掲げる駐車 場において5の路外駐車場の表に規定する整備基準を準用する。	整 備 項 目	整 備 基 準
5 改札口	改札口を設ける場合は、1の建築物の表の19の項に規定する整備	路外駐車場	路外駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用駐 車施設を設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以 下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、 全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の 1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 イ 車いす使用者用駐車施設は、出入口から当該車いす使用者用駐 車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、かつ、 その通路は、1の建築物の表の5の項のア、イ、エ及び7の項の (2)のエの(ア)に定める構造とすること。この場合において、通路に 高低差がある場合は、1の建築物の表の7の項の(2)のオに定める 構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降 機を設けることとし、当該車いす使用者が利用可能な昇降機の出

入口に接する部分は、水平とすること。
 ウ 幅員は、350センチメートル以上とすること。
 エ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示することとし、この場合において案内標識を設ける場合は、積雪等に配慮した高さとする。

備考 1の表から5の表までに規定する整備基準は、地形若しくは敷地の状況、建築物

の構造及び用途その他やむを得ない理由により、当該整備基準によることが著しく困難な場合又は当該整備基準に定められていない構造若しくは設備により当該整備基準による場合と同等以上に障害者、高齢者等が円滑に利用できる場合にあっては、その一部を適用しないことができる。

別表第4を削る。

別記第1号様式その1末尾欄外備考の1の項中「不特定かつ」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第6条・第8条・第14条関係）

その1（建築物用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整 備 項 目	整 備 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況	※備考
1 廊下等	ア 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
	イ 段を設ける場合は、2の階段の構造（2の項のアを除く。）		合・否	
	ウ 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否	
	エ 壁面には、突出物がない（やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置）	（講じた措置）	合・否	
	オ 利用する者の休憩の用に供するための設備の設置	（講じた措置）	合・否	
	カ 必要に応じ、両側に手すりの設置		合・否	
	・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
2 階段	ア 内法幅 ^{のり} 150cm以上（手すりの幅は10cmまで不算入）	（内法寸法） cm	合・否	
	イ けあげ寸法16cm以下	（寸法） cm	合・否	
	ウ 踏面寸法30cm以上	（寸法） cm	合・否	
	エ け込み寸法2cm以下	（寸法） cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置		合・否	
	・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	カ 回り段を設けない		合・否	
	キ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
	ク 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	（講じた措置）	合・否	

3 傾斜路	ケ 階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否	
	コ 縁端は、壁面又は5 cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
	ア 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150 cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否	
	イ 両側に手すりの設置（高さ16 cm以下の傾斜部分を除く。）		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否	
	オ 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否	
4 便所	カ 縁端は、壁面又は5 cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
	(1) 便所（車いす使用者用便房等）			
	ア 階ごとに車いす使用者用便房の設置		合・否	
	イ 車いす使用者用便房の数 ・ 便房の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 便房の総数が200超の場合 1/100 + 2 以上	階（総数） （うち設置数）	合・否	
		階（総数） （うち設置数）	合・否	
		階（総数） （うち設置数）	合・否	
	ウ 車いす使用者用便房の洗浄装置は、操作が容易なもの	(講じた措置)	合・否	
	エ 車いす使用者用便房には、非常用呼出装置の設置		合・否	
	オ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅 ^{のり} 90 cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	カ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
	キ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置（近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付便房の設置）		合・否	
	ク 車いす使用者用便房のある旨の表示		合・否	
	ケ 出入口付近には必要に応じ、点字による案内板等の設置	(講じた措置)	合・否	
	コ 段がない	(最大段差) cm	合・否	

		サ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		シ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等の設置	(講じた措置)	合・否	
	(2) 男子用小便器	手すりを備えた床置き式小便器等の設置（各階1以上）	階（設置数）	合・否	
			階（設置数）	合・否	
			階（設置数）	合・否	
5 敷地内の通路	ア	粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ	段を設ける場合は、2の階段の構造（2の項のケを除く。）		合・否	
	ウ	排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
	エ	案内標示板は、積雪等に配慮した高さに設置	(高さ) cm	合・否	
(1) 傾斜路及びその踊り場	ア	同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否	
	イ	両側に手すりの設置（高さ16cm以下又は勾配 $1/20$ 以下の場合を除く。）		合・否	
		・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
		・冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	ウ	粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ	踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否	
	オ	縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
6 駐車場	ア	車いす使用者用駐車施設の数 ・駐車台数の総数が200以下の場合 $1/50$ 以上 ・駐車台数の総数が200超の場合 $1/100 + 2$ 以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
	イ	7の経路ができるだけ短くなる位置に設置し、積雪又は通路の凍結に配慮	(講じた措置)	合・否	
	ウ	幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ	車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮した方法により表示	(表示方法)	合・否	
	オ	必要に応じ、出入口までの経路を誘導標示		合・否	
7 利用円滑化された経路（利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設までの経路）		階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く。）		合・否	
(1) 出入口					

	① 直接地上に通ずる１以上の建物出入口	ア 内法幅 ^{のり} 120cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否	
		イ 戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)	合・否	
		ウ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき			
		・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否	
		・全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否	
	② 利用居室の１以上の出入口	ア 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否	
		イ 戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)	合・否	
		ウ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき			
		・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否	
		・全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否	
	③ 車いす使用者駐車施設のある駐車場の１以上の出入口	ア 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否	
		イ 戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)	合・否	
		ウ 戸を設ける場合でガラスを使用するとき			
		・安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否	
		・全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(講じた措置)	合・否	
(2) 廊下等					
① (1)の①の建物出入口から利用居室までの廊下等	ア 内法幅 ^{のり} 180cm以上（２人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否		
	イ 戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否		
	ウ 廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	(講じた措置)	合・否		
② 利用居室から車いす使用者用便房までの廊下等	ア 内法幅 ^{のり} 180cm以上（２人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否		
	イ 戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否		

		ウ 廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	（講じた措置）	合・否	
③ 利用居室から車いす使用者用駐車施設までの廊下等	ア	内法幅 ^{のり} 180cm以上（2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50m以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	（内法寸法） cm	合・否	
	イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	（開閉方式）	合・否	
	ウ	廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	（講じた措置）	合・否	
	エ	乗降機は、乗降部には、高低差がない		合・否	
(3) 傾斜路	ア	内法幅 ^{のり} 150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	（内法寸法） cm	合・否	
	イ	勾配 ^{こう} 1/12以下	（勾配）	合・否	
	ウ	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	（高さ） cm（踏幅） cm	合・否	
(4) エレベーター及び乗降ロビー	ア	利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止	（設置数）	合・否	
	イ	かご及び昇降路の出入口の内法幅 ^{のり} 90cm以上	（内法寸法） cm	合・否	
	ウ	かごの奥行き（内法） ^{のり} 135cm以上	（内法寸法） cm	合・否	
	エ	乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行き ^{のり} の内法180cm以上	（幅） cm（奥行き） cm	合・否	
	オ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用の制御装置の設置		合・否	
	カ	かご内に停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		合・否	
	キ	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向の表示装置の設置		合・否	
	ク	かごの床面積2.09m ² 以上	（床面積） m ²	合・否	
	ケ	かごは車いすの転回に支障のない形状		合・否	
	コ	かごの手すりの設置		合・否	
	サ	かご内に鏡の設置		合・否	
	①	主として自動車の駐車のために供する施設以外の施設に設けるエレベーター			
	ア	かご内に到着階及び戸の開鎖を知らせる音声装置の設置		合・否	
	イ	かご内及び乗降ロビーの制御装置（車いす使用者用の制御装置を除く。）は、視覚障害者の円滑な操作が可能なもの		合・否	
	ウ	乗降ロビーにイの制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材の敷設		合・否	
	エ	乗降ロビー等にかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置		合・否	
(5) 車いす使用者が利用可能な昇降機（(4)のエレベーターを除く。）		昇降機の乗降部には、高低差がない		合・否	

(6) 敷地内の通路	ア	幅員180cm以上	(幅員)	cm	合・否	
	イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)		合・否	
	ウ	直接地上に接する部分に、屋根若しくはひさし又は消融雪装置の設置	(講じた措置)		合・否	
	① 傾斜路	ア	幅員150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(幅員)	合・否	
		イ	勾配1/15以下（消融雪装置を設けていない場合は、1/20以下）	(勾配) (消融雪装置) 有・無	合・否	
		ウ	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置（勾配1/20以下の場合を除く。）	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	8 案内設備までの経路	ア	点字ブロック等又は誘導用音声装置の設置等（進行方向を変更する必要がない風除室を除く。）	(講じた措置)	合・否	
		イ	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分又は段の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がない部分を除く。）に注意喚起用床材の敷設		合・否	
	9 浴室等	ア	次に定める構造の浴室等の設置	(設置数)	合・否	
		イ	出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
		ウ	出入口に戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
		エ	出入口に障害者、高齢者等の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
		オ	出入口に戸を設ける場合でガラスを使用するときは、安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否	
		カ	手すり等の設置		合・否	
		キ	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		合・否	
		ク	粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
		ケ	障害者、高齢者等が円滑に利用できるシャワー及び水栓器具の設置		合・否	
		コ	障害者、高齢者等が円滑に利用できる高さの浴槽の設置	(高さ) cm	合・否	
		サ	必要に応じ、非常用呼出装置の設置		合・否	
		シ	利用円滑化された経路から浴室等までの経路の1以上は、利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
10 客室	ア	(1)の客室は、避難しやすい場所に設置			合・否	
	イ	聴覚障害者に配慮した非常警報装置等の設置			合・否	

	ウ 利用円滑化された経路から(1)の客室までの経路の1以上は、利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる客室	ア イからキまでに定める構造の客室の設置 ・客室の総数が200以下の場合 1/50以上 ・客室の総数が200超の場合 1/100+2以上	(客室の総数) (うち設置数)	合・否	
	イ 出入口の内法幅 ^{のり} 80cm以上	(内法寸法) ^{のり} cm	合・否	
	ウ 出入口は、障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
	エ 車いす使用者が、円滑に利用できる床面積を確保し、手すりを適切に設置		合・否	
	オ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造		合・否	
	カ 障害者、高齢者等が、円滑に利用できる便所及び浴室の設置	(講じた措置)	合・否	
	キ 浴室に非常用呼出装置の設置		合・否	
11 エスカレーター	ア 乗降口に、移動手すりに連続した固定手すりを設置し、当該固定手すりには、現在位置及び運行方向を点字表示		合・否	
	イ 乗降口に、注意喚起用床材の敷設		合・否	
	ウ 踏み段及びくし板は、粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ 踏み段及びくし板は、段を識別しやすい		合・否	
12 洗面所（便所併設を含む。）	ア 次に定める構造の洗面所の設置	(設置数)	合・否	
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	ウ 車いす使用者が、円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡の設置	(設置数)	合・否	
	エ 洗面器には、必要に応じ手すりを設置し、障害者、高齢者等が、円滑に操作できる水栓器具の設置	(講じた措置)	合・否	
13 共同住宅等の住戸等	ア 出入口には、段を設けない（構造上やむを得ない場合を除く。）		合・否	
	イ 玄関土間と上がりかまちの段差は、できるだけ小さい		合・否	
	ウ 玄関の床の表面は、ぬれても滑りにくい材料	(仕上げ材)	合・否	
	エ 便所の便座は、腰掛便座		合・否	
	オ 浴室の段差は、できる限り小さい		合・否	
	カ 手すり下地等の措置	(講じた措置)	合・否	

(1) 主として障害者、高齢者等の利用に供する場合の共同住宅等の住戸等	ア 玄関、便所、浴室等に手すりの設置		合・否	
	イ 浴槽の縁の高さは、障害者、高齢者等の安全に配慮	(高さ) cm	合・否	
	ウ 居間、便所、浴室等に、必要に応じ非常用呼出装置の設置		合・否	
14 観覧席等	ア 車いす使用者用席の設置 ・席の総数が500以下の場合 2以上 ・席の総数が500超の場合 1/200以上	(席の総数) (うち設置数)	合・否	
	イ 補聴装置の設置		合・否	
	(1) 車いす使用者用席に至る通路			
	ア 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	イ 高低差がある場合は、(2)の傾斜路及びその踊り場の設置		合・否	
	(2) 傾斜路及びその踊り場			
	ア 内法幅 ^{のり} 150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(内法寸法) cm	合・否	
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下	(勾配)	合・否	
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。）		合・否	
	・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	(3) 車いす使用者用席			
	ア 床は、水平		合・否	
	イ 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	ウ 奥行き140cm以上	(奥行き) cm	合・否	
15 公衆電話所	ア 出入口の内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否	
	ウ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	エ 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の電話台の設置	(設置数)	合・否	
	オ 難聴者及び視覚障害者の円滑な利用が可能な電話機の設置	(設置数)	合・否	
	カ 必要に応じ、公衆ファクシミリの設置	(設置数)	合・否	
16 カウンター等	車いす使用者が、円滑に利用できる構造のカウンター等の設置	(設置数)	合・否	

17 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否	
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否	
	ウ 可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否	
	エ 建物全体の案内標示に非常口を明示		合・否	
	オ 病院、郵便局等においては、視覚障害者又は聴覚障害者等が円滑に利用できる措置	(講じた措置)	合・否	
18 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否	
	イ 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	オ 必要に応じ、点字ブロックを敷設		合・否	
19 券売機	ア 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	イ 視覚障害者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	ウ イの場合は、点字ブロックの敷設		合・否	
20 授乳及びおむつ替えの場所	必要に応じ、授乳及びおむつ替えのできる場所の設置（ベビーベッド付設）及びその旨を表示	(設置数)	合・否	
21 点字ブロック	ア 日本工業規格に定める形状		合・否	
	イ 原則黄色とし、色彩や形状の統一に配慮して敷設（周囲と識別しにくい場合は、黄色以外）		合・否	
	ウ 十分な強度を有し、ぬれても滑りにくい材料	(仕上げ材)	合・否	
	エ 安全で曲がりの少ない道筋に連続的に敷設		合・否	
	オ 壁面又は床からの突出物から適切な距離に敷設		合・否	
22 非常時の設備	ア 視覚障害者又は聴覚障害者の避難に必要な場所に音、光又は文字表示による誘導灯、自動火災報知器等の設置		合・否	
	イ 非常口の戸は、外開き等避難しやすい構造	(開閉方式)	合・否	
	ウ 必要に応じ、一斉放送の設備の設置		合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

- 備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その2（公共交通機関の施設用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整 備 項 目	整 備 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況	※備考
1 改札口	ア 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
2 乗降場	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材等の敷設		合・否	
	ウ 両端に、注意喚起用床材の設置		合・否	
	エ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否	
3 通路	ア 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否	
	ウ 壁面には、突出物がない（やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置）	(講じた措置)	合・否	
	エ 点字ブロック又は音声誘導装置等の敷設		合・否	
	オ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路の構造		合・否	
(1) 階段	ア けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否	
	イ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否	

	ウ	け込み寸法2 cm以下	(寸法)	cm	合・否	
	エ	両側に手すりの設置			合・否	
		・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない			合・否	
	オ	回り段を設けない			合・否	
	カ	粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否	
	キ	段は、識別しやすく、かつ、つまずぎにくい構造	(講じた措置)		合・否	
	ク	階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）			合・否	
	ケ	縁端は、壁面又は5 cm以上の立上げ	(寸法)	cm	合・否	
(2) 傾斜路	ア	両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。）			合・否	
		・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない			合・否	
	イ	縁端は、壁面又は5 cm以上の立上げ	(寸法)	cm	合・否	
(3) 道等から車両等の乗降口までの経路		利用円滑化された経路と同等の構造			合・否	
(4) (3)の経路から車いす使用者用便房までの経路		利用円滑化された経路と同等の構造			合・否	
(5) (3)の経路から車いす使用用駐車施設までの経路		利用円滑化された経路と同等の構造			合・否	
(6) (3)の経路から乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路		利用円滑化された経路と同等の構造			合・否	
4 案内設備	ア	運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置（技術上の理由によりやむを得ない場合を除く。）	(講じた措置)		合・否	
	イ	昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)		合・否	
	(1) 道等に直接通ずる出入口付近	ア 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置（容易に視認できる場合を除く。）	(設置数)		合・否	
		イ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	(設置数)		合・否	
5 休憩設備		障害者、高齢者等の休憩設備の設置（旅客の円滑な移動に支障を及ぼす場合を除く。）	(設置数)		合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

- 備考 1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 1 から 5 までは掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設整備基準整備（変更）表の該当部分に記入してください。
- 4 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。
- 6 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その 3（道路用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整 備 項 目	整 備 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況	※備考
1 歩道	ア 有効幅員200cm以上（歩行者の往来の多い場合は、有効幅員350cm以上）	（有効幅員） cm	合・否	
	イ 平坦性の確保		合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
	エ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
	オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差のすりつけ勾配 1/20以下	（すりつけ勾配）	合・否	
	カ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に誘導用床材の敷設		合・否	
	キ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分に注意喚起用床材の敷設		合・否	
2 立体横断施設	ア 階段には、回り段を設けない		合・否	
	イ 階段並びに傾斜路及びその踊り場に、両側手すりの設置		合・否	
	・端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	・冬期の利用に配慮した材質	（材質）	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	

3 案内標示	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
	オ 視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分に注意喚起用床材の敷設	(講じた措置)	合・否	
	カ 必要に応じ、屋根又は消融雪装置の設置		合・否	
	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否	
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否	
	ウ 可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否	
	エ 積雪等に配慮した高さに設置	(高さ)	cm	合・否

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

その4（公園用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整 備 項 目	整 備 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況	※備考
1 出入口	ア 幅員180cm以上（車止めさくを設ける場合は、さくまでの間隔90cm以上）	(幅員) cm (さくまでの間隔) cm	合・否 合・否	
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
2 園路	ア 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	

(1) 傾斜路及びその踊り場	ウ 高低差がある場合は、(1)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否	
	エ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
	オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に点字ブロックの敷設		合・否	
	カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否	
	• 必要な箇所に点字表示		合・否	
	• 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	キ 便所等公園内の建築物の出入口付近は、平坦		合・否	
	ア 幅員150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(幅員)	合・否	
	イ ^{こう} 勾配 1/12以下	(^{こう} 勾配)	合・否	
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。）		合・否	
	• 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	• 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	キ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否	
	ク 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否	
	ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
3 階段	ア 両側に手すりの設置		合・否	
	• 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	• 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	イ 回り段を設けない		合・否	
	ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	

	オ 階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否	
4 駐車場				
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の数 ・駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・駐車台数の総数が200超の場合 1/100+2以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
	イ 出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設置し、積雪又は通路の凍結に配慮		合・否	
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮した方法により表示	(表示方法)	合・否	
	オ 必要に応じ、出入口までの経路を誘導標示		合・否	
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 段を設ける場合は、3の階段の構造		合・否	
	ウ 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 高低差がある場合は、2の(1)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否	
	オ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
5 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否	
	イ 内法幅 ^{のり} 90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	オ 必要に応じ、点字ブロックを敷設		合・否	
6 券売機	ア 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	イ 視覚障害者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	ウ イの場合は、点字ブロックの敷設		合・否	
7 ベンチ等	必要に応じ、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる構造のベンチ等の設置	(設置数)	合・否	
8 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否	

イ	必要に応じ、点字表示		合・否	
ウ	出入口付近のほか、園内の要所に設置		合・否	
エ	必要に応じ、視覚障害者の音声誘導装置等の設置	(講じた措置)	合・否	
オ	可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否	
カ	積雪等に配慮した高さに設置	(高さ) cm	合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

- 備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その5 (路外駐車場用)

公共的施設整備基準整備計画(変更)表

整 備 項 目	整 備 基 準 の 内 容	設 計 内 容	適合状況	※備考
路外駐車場				
(1) 車いす利用者用駐車施設	ア 車いす利用者用駐車施設の数 ・駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
	イ 出入口に近い位置に設置		合・否	
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 車いす利用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否	
	オ 案内標識は、積雪等に配慮した高さ	(高さ) cm	合・否	

(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 段を設ける場合は、(3)の階段の構造		合・否	
	ウ 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否	
	オ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
(3) 階段	ア 内法 ^{のり} 幅150cm以上（手すりの幅は、10cmまで不算入）	(内法寸法) cm	合・否	
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否	
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否	
	エ け込み寸法2cm以下	(寸法) cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置		合・否	
	• 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	カ 回り段を設けない		合・否	
	キ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	ク 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
	ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
(4) 傾斜路及びその踊り場	ア 幅員150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(幅員) cm	合・否	
	イ 勾配 ^{こう} 1/12以下	(勾配)	合・否	
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場	(踏幅) cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。）		合・否	
	• 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	• 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	キ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)	合・否	
	ク 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否	

	ケ 縁端は、壁面又は5 cm以上の立上げ	(寸法)	cm	合・否	
--	----------------------	------	----	-----	--

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

- 備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式 削除

別記第6号様式中「第21条第3項」を「第21条」に改め、「なお、指示に従わなかった場合には、道条例第23条の規定により、その旨を公表することがありますので、念のため申し添えます。」を削る。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式 削除

別記第8号様式その1末尾欄外備考の1の項中「不特定かつ」を削る。

別記第9号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第2条から第3条の2まで及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道福祉のまちづくり条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道福祉のまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第93号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 研修部門（第19条―第21条）」を「第4章 研修部門（第19条―第21条）
第5章 宿泊施設使用料（第21条の

2）」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第1条の2を次のように改める。

（課程等における教育等）

第1条の2 北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号。以下「条例」という。）第4条に規定する農業大学校の課程等においては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める教育等を行う。

- (1) 養成課程 農業を志す青少年を対象とした農業に関する高度の知識及び技術を修めさせるための実践教育
- (2) 研究課程 養成課程を卒業した者等を対象とした農業に関する高度の経営能力、指導力等を修めさせるための実践教育
- (3) 研修部門 農村における指導者等を対象とした指導的役割を果たす者として必要な知識、技術等に関する研修

第8条第1項中「書類」の次に「及び入校検定料（条例第5条第2項第1号に規定する入

校検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入校願書にはり付けること。）」を加え、同項第4号中「3箇月」を「3月」に改める。

第10条第1項中「する。」の次に「次項において同じ。」を加え、「及び住民票を」を「に住民票及び入校料（条例第5条第2項第2号に規定する入校料の額に相当する額面の北海道収入証紙をちょう付用紙にはり付けること。）を添えて」に改める。

第12条の次に次の3条を加える。

（授業料の納付方法）

第12条の2 授業料は、年2期に納付するものとし、前期分は5月15日までに、後期分は11月15日までに、条例第5条第2項第3号に規定する授業料の年額の2分の1に相当する額をそれぞれ納めなければならない。

2 校長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、納付期限を変更し、又は分割して納付させることができる。

3 前項の規定により納付期限を変更する場合の納付期限は、前期にあつては8月15日、後期にあつては2月15日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

4 第1項又は前項に規定する納付期限が次の各号のいずれかの日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日

(2) 土曜日

（授業料等の返還）

第12条の3 既に納付された入校検定料、入校料及び授業料は、返還しない。ただし、校長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（授業料の免除）

第12条の4 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合

(3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者との世帯に属する者である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

第18条の5中「書類」の次に「並びに入校検定料（条例第5条第2項第1号に規定する入校検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入校願書にはり付けること。）」を加える。

第18条の7中「第13条」を「第12条の2」に改める。

第19条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「研修部門における研修（以下「研修」という。）」を「研修」に、「次条」を「第20条」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

研修部門の研修（以下「研修」という。）は、稲作経営専攻研修、一般普及研修及び資格取得研修とする。

第19条の次に次の4条を加える。

（入校検定料、入校料及び授業料を徴収する研修）

第19条の2 条例第5条第1項の規則で定める研修は、稲作経営専攻研修とする。

（準用）

第19条の3 第8条から第11条まで、第12条の2から第12条の4まで、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、稲作経営専攻研修について準用する。この場合において、第8条第1項中「別記第1号様式」とあるのは、「別記第1号様式の3」と読み替えるものとする。

（研修受講料を徴収する研修）

第19条の4 条例第6条第1項の規則で定める研修は、資格取得研修とする。

（研修受講料の納付方法等）

第19条の5 研修受講料は、研修を受講する期間の初日に納めなければならない。

2 第12条の3の規定は、研修受講料について準用する。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 宿泊施設使用料

第21条の2 第12条の2第1項及び第4項並びに第12条の3の規定は、条例第8条第1項に規定する使用（同条第3項に規定する使用を除く。）に係る宿泊施設使用料について準用する。この場合において、第12条の2第4項中「第1項又は前項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。

2 第19条の5の規定は、条例第8条第3項に規定する使用に係る宿泊施設使用料について準用する。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中

「入校願書」を

北海道収入証紙はり付け欄（割印すること。）

「入校願書」

に改める。

別記第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の3（第19条の3関係）

北海道収入証紙はり付け欄（割印すること。）

入 校 願 書

年 月 日

北海道立農業大学校校長 様

志願者 住 所
氏 名
保護者 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係
職 業

北海道立農業大学校の研修部門の稲作経営専攻研修に入校したいので、関係書類を添えて申し込みます。

希 望 受 験 地	
-----------	--

別記第2号様式中「（第8条関係）」を「（第8条、第18条の5、第19条の3関係）」に改める。

別記第3号様式中「（第10条関係）」を「（第10条、第18条の7、第19条の3関係）」に改め、「平成」を削る。

別記第4号様式中「（第16条関係）」を「（第16条、第18条の7関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立漁業研修所条例施行規則（昭和39年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（研修内容）」に改め、同条第1項を次のように改める。

北海道立漁業研修所（以下「漁業研修所」という。）において行う条例第4条に規定する研修の内容は、次に掲げる研修の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 総合研修 漁業就業者及び漁業を志す者を対象とした漁業に必要な知識及び技術を修得させるための研修
- (2) つくり育てる漁業技術研修 漁業就業者を対象とした資源管理、栽培漁業等に関する知識及び技術を修得させるための研修並びに漁村における指導的役割を果たす者として必要な知識及び技術を修得させるための研修
- (3) 漁業就業促進研修 漁業就業者を対象とした経営改善等を図るために必要な知識及び技術を修得させるための研修

第2条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「研修に参加する者」を「研修を受講する者」に、「研修生」を「受講生」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とする。

第4条中「研修生」を「受講生」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（宿泊施設使用料の納付方法）

第7条 宿泊施設使用料は、当該宿泊施設を使用する期間の初日に納めなければならない。

2 前項に規定する納付期限が次の各号のいずれかの日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日
- (2) 土曜日

3 第3条（第1項を除く。）の規定は、宿泊施設使用料について準用する。

第3条第1項中「研修生」を「者」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（研修受講料の納付方法）

第3条 研修受講料は、当該研修を受講する期間の初日に当該研修に係る研修受講料の全額を納めなければならない。

2 所長は、経済的理由により研修受講料を納付することが困難であると認められる総合研修の受講者に係る研修受講料については、納付期限を変更して納付させることができる。

3 前項の規定により納付期限を変更する場合の納付期限は、所長が別に定める。

4 既に納付された研修受講料は、返還しない。ただし、所長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（研修受講料の減免）

第4条 所長は、受講生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研修受講料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合
 - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者すべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合
 - (3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合
- 別記様式中「（第6条関係）」を「（第8条関係）」に改め、「平成」を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第95号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の1の項の(1)中「第31条の2第2項第11号ハ、第62条の3第4項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同表の2の項中「第31条の2第2項第12号ニ、第62条の3第4項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第2条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項及び第7条中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改める。

（租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正）

第3条 租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ」に、「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ」に、「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年8月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第96号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表区分の欄中「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。